

第14回「みんなで創る自治基本条例町民会議」委員事前意見取りまとめ結果
テーマ⑤：住民投票について

① 住民投票の必要性	② 自治基本条例で規定する必要性	③ 設置タイプ	④ 投票資格者（○歳以上）	⑤ 住民発議に必要な連署の数	設問①～⑤の回答の理由、その他住民投票に対する意見等
必要	必要	常設型	18歳	1／10	① 町長部局と議会との意見が真っ向から対立し解決の方向に向いていかない時、町民の不利益になり得る時に、町民の判断が必要。 ② あらゆる議案に対して投票が良いとなれば、執行までの時間がかかるし、議会不要となる恐れもある。 ③ 議会の議決を経ずに行える。 ④ 町の大きな事柄を決するのに、未成年者に選挙権がないという理由はない。将来を担う人にも参画してもらうべき。 ⑤ 署名数が少なくなると投票、発議が乱発になる恐れがある。1／10以上と数字をあげ、1,800人以上とし、町民にわかりやすくする。 （その他）町民の思いと逆の方向に向かうような議決判断もあると思うので、町民の意思がどこにあるのか知る手掛かりにもなると思う。
必要	必要	個別設置型	20歳	1／10	① 議会、理事者側と町民の意思が大きく乖離したとき ② — ③ 時間がかかるが、争点についての議論の時間が確保できる。 ④ 実社会の経験が乏しいだけに安易に感情に流されやすい。 ⑤ 重要案件の意思決定は、ある一定の同調者の確保が必要。 （その他）—
必要な時もある	必要	個別設置型	18歳	1／4	① 合併や町民の生活に広く影響を及ぼす案件は、住民投票も必要かと考える。 ② — ③ — ④ 今の時代は情報量が多く判断材料があり、仕事をして自立している人もいる年齢である。 ⑤ — （その他）—
必要	必要	常設型	18歳	1／4	① まちづくりは本来、町民が自ら課題を解決することが基本。課題の一部を信託した行政や議会の判断に疑義がある場合、主体者の町民の意思をただちに示すことができることが大事。 ② 住民が主役であることを位置づける上で、自治基本条例に明記する。 ③ 発議要件を満たせば、いつでも実施できることが必要。再投票制限を設ければ、濫用防止可能。 ④ 高校卒業段階で投票有資格を与えられるべき。 ⑤ 住民投票の発議のハードルは、常設型の場合でも1／4以上で十分。 （その他）—
必要	不要	不要	20歳	1／3	① 地方自治法第74条の規定に沿って取り進められることである。 ② "（既存の法制度で対応できる範囲で十分であり、改めて規定する必要はない） ③ " ④ " ⑤ " （その他）自治基本条例で住民投票を規定しても重複することになると思う。簡単に住民投票が行われる事態が町民及び行政にとって必ずしも良い結果が出るとは思えないのではないか。
不要	不要	—	—	—	① 投票によらなくても民意は把握できるのではないかな。 ② 住民参加の規定で十分でないかな。 ③ — ④ — ⑤ — （その他）—

① 住民投票の必要性	② 自治基本条例で規定する必要性	③ 設置タイプ	④ 投票資格者（○歳以上）	⑤ 住民発議に必要な連署の数	設問①～⑤の回答の理由、その他住民投票に対する意見等
必要	必要	常設型	—	—	① ・住民自治における自己決定の手段の一つであり、住民にとって能動的自治体を築くための有効な手段。 ・重要な政策決定過程において住民の意思を反映あるいは確認するために必要な手法 ② 対象事項、除外事項、発議資格者、投票資格、投票形式、情報提供、成立要件等のルール設定は不可避。 ③ ・住民が自ら意思を直接表明できる機会（住民参加）をより多くもつことができる。 ・個別設置型は住民投票を実施するまでにコスト（作業、時間）がかかる。 ④ — ⑤ — （その他） —
必要	必要	常設型	18歳	1／4	① ・参加民主主義、住民参加、住民自治の実践に寄与 ・住民ニーズの多様化、複雑化があり、更に的確な住民意思の確認と反映が行政執行上必要。 ・意思決定過程に参加することによる教育効果や住民に主権者としての自覚が強まり住民主体のまちづくりに資する。 ・自治体政治の活性化に寄与 ・首長、議会の緊張感の情勢 ② ・自治の基本に関わる事項である。 ・この実施のためには、基本条例の基本である住民参加、情報提供、説明責任が重要であり基本条例になじむ。 ③ ・住民投票の対象事項を明らかにすることにより適切な制度運用が確保できる。 ・住民投票の実施が担保される。 ・発議方法等も明らかにすること身寄り、わかりやすい制度となる。 ④ 将来のまちづくりを担う若い人の参加を得るため、年齢の引き下げが良い（判断力、精神的負担等を考慮） ⑤ 自治法によるリコール請求より厳しいハードルを設け、常設型のデメリットである乱用の防止を期待 （その他） ・投票の対象事項、除外事項、投票結果の扱いについては基本条例で定めるのがよいのではないか。 ・住民投票条例の検討はどこで行なうのか。又何時か。付則の適用期日とも関連するのでは。
必要	規定するのではなく流動性を持たせる	個別設置型	20歳	—	① 町政に関わる重要事項に町民の思いと重大な意見の相違が認められた時に、賛成・反対の意見の確認をする必要がある。 ② 八雲町のように（住民投票の制度を設けることができる） ③ 直接請求できる ④ 選挙権を有する者 ⑤ — （その他） 今まで以上に住民投票が実施されることにより、議会、町長、町民が一体となり、町が活性化する制度として機能するよう願っている。
必要	必要	個別設置型	18歳	1／3	① 町議会議員は町民代表といっているが、町民意見を反映させていなく、自己主義で物事を進めるので、住民投票も必要である。 ② 条例で規定しておいた方が、町民の考え方として実行に移せる。 ③ 必要に応じて必要な案件がある時のために ④ これからの人たちのためにもできるだけ若い人の意見も取り入れるために ⑤ 少数の意見でも取り上げられるようにしないと、なかなか現実味が出来上がらない。 （その他） —

① 住民投票の必要性	② 自治基本条例で規定する必要性	③ 設置タイプ	④ 投票資格者（○歳以上）	⑤ 住民発議に必要な連署の数	設問①～⑤の回答の理由、その他住民投票に対する意見等
必要	必要	常設型	—	—	① 住民投票は一つのテーマ(案件)に関して、その賛否や最も適切だと思われる案を町民自身の直接投票で決めるもの。選挙は「人」を選び、住民投票は「事柄」を決めるということ。議員任せではなく、町民自身の直接投票によって主権者の意思を明らかにし、それを行政の施策に反映させるのが住民投票だから。 ② 議員、町長の任期は4年であるのに対し社会の情勢は日々動いており、その間に町政にとって重要な課題が問われることも容易に想定できる。重要課題については、住民投票によって町民の意思を直接確認することが欠かせない。そのためには、自治基本条例の中に、住民投票の制度をきちんとした形で規定しておく必要がある。 ③ — ④ — ⑤ — (その他) —
必要	必要	常設型	18歳	1／3	① 住民が重要事項の意思決定に直接参加できることは、住民自治の意識を持たせる仕組みとして有効と思う。また、住民、議会、行政が皆で協働してまちづくり・町政を運営することが基本なので、話し合いで決まれば住民投票は不必要という見方もあると思うが、全て話しで解決できない、またはこの制度があるために話し合いで決定することに住民の意識が向けられることもあると思う。 ② どの様に住民の意見を収集し反映させるか、どの様に投票し決定するかなどについては詳細な規定(ルール作り)が必要と考える。 ③ 個別型では、案件毎に条例制度が必要など時間がかかるのでコストも掛かりそうな点が不安。また、案件が議会で否決される可能性があり、住民が選んだ議員により否決されると住民の意思が町政に反映されないということで、住民自治に対する住民のモチベーションが下がると思うので、常設型が妥当と思う。 ④ 現在の選挙制度と同様で良いと思うが、住民の町政参加に対する意識付けとして若い人達の参加を認めることが必要ではないかと思う。 ⑤ 署名数が少ないと何でもかんでも投票と成り得るため、ある程度のハードルの高さが必要と考える。住民自治の基本は、皆が協働して決議することなので、ハードルを高くすることでまず話し合いで決めることが必要という住民意識が高まると考える。 (その他) —
必要	必要	常設型	20歳	1／10	① 町民がまちづくりに参加する事が出来る制度として、この住民投票は非常に有意義な制度だと思う。 ② 地方自治法に規定されている住民投票は、大多数の町民は知らないと思いますので、美幌町として独自の住民投票制度を創設し、自治基本条例に載せる事は必要であると考えます。 ③ 上越市のような2段階式が良いと思う。連署が少ない議案には議会の議決が必要であり、連署の多い議案は、多くの人の総意である事から議会の議決は必要ない。 ④ やみくもに人数を増やせば良い問題では無いと思う。現在、選挙権を有している人が妥当だと思う。 ⑤ 町長選の投票率が81.7%と高い事から、美幌町民の選挙に関する意識は高いと思う。 1/10…議会の議決が必要、1/4…議会の議決は必要なし (その他) ・川崎市のような、分かり易いパンフレットは、必須だと思うし、広報以外の手段で全戸配布する事も必要だと思う。 ・上越市のように、具体例が書いてあると理解し易い。

① 住民投票の必要性	② 自治基本条例で規定する必要性	③ 設置タイプ	④ 投票資格者（○歳以上）	⑤ 住民発議に必要な連署の数	設問①～⑤の回答の理由、その他住民投票に対する意見等
必要	必要	個別設置型	18歳	1 ／ 4	① 幾らすべての町民（メンバー）が、数値の「1」でカウントされるとしても、最終判断は、メンバーですべきであり最終的には、「直接、聴く」ことが必要だから。 ② 「バイブル」として、機能させるのであれば、その世界の範囲内については、すべて網羅された「規定」が必要だから。 ③ 「個別設置型」の方が、運営経費が少なく済む？ ④ いまの美幌町では「18歳を境に」町に住むモノ、町外に出てしまうモノが、クッキリと分かれてしまう。町内に留まった？ 方の自治意識を高めるためにも、18歳からが、ベターと思う。 ⑤ 「5分の1以上」以下？ では、もしかすると「乱発の可能性」を否定出来ない。また、「3分の1以上」以上では、ハードルが高すぎて、システムが硬直してしまう。また「3」という数字は、扱いが難しい。 （その他）「本当」は、それを必要とする状況にならないようにする！ が、原則だと思うが、決めて置かなければ、もしも？ のときの備えにはならない。出来れば、そこまで「意見が分かれる」前に、手を打てるのが望ましい？ なお、文面（条例）上は、今までの前例を参考にすれば良いと思うが、やはり、10万人を超える自治体とは、そのシステムの考え方、その方法は違ってくると思われるので、運営面などを含めて、色々な可能性を探ってみる必要があると思われる。
時と場合による	不要	—	—	—	① 重要な政策・案件に対する「意志を問う」という意味では必要であるが、必ずしも住民が正しい判断ができるかに疑問が残る。（雰囲気、人気投票に成りかねない）投票結果は参考、尊重との位置づけになると思うが、賛否を問うだけ（○・×）の内容であれば、住民投票の結果を覆す議決は不可能に近い。（例：市町村合併の賛否等）意向調査（住民アンケート）で充分だと思う。 ② 条例に規定すると、住民投票が当然の風潮に成りかねず、間接（議会制）民主主義の意義が薄れる。 ③ — ④ — ⑤ — （その他）—
必要	必要	常設型	18歳	1 ／ 3	① 資料等に記載のとおり町民の意思を確認する手段として必要と考える。 ② 自治基本条例は、町民みんなでまちづくりを進めてくという思いから作られるものだから、意志確認の手段として規定する必要があると考える。 ③ 時間的なものを考慮し常設が良いのではと思うが、上越市のように議会の議決が必要な範囲とすぐに住民投票が出来る範囲の2段階にしてはどうか。 ④ 最初は、出来るだけ若い世代を巻き込んで16歳以上と考えていたが、投票運動などで受ける精神的影響という見方もあることを考えると18歳以上になるのかなと思った。 ⑤ 理由は、地方自治法の規定にある解職請求に準じてということ （その他）—
必要	必要	個別設置型	18歳	—	① 間接民主制の補完及び活性化を図るもの。 ② 自治基本条例制定において住民投票条項を規定しないことがありえない。 ③ 費用を伴う住民投票において、住民投票をするべきか否かの判断を議会が（条例の可否決でもって）下すことは良いことだと考える。常設型のデメリットである「乱発」が問題なのではなく、すべきかどうかの議論なしに住民投票を実施できる制度の樹立が問題。仮に否決になった場合でその議決内容に不満があれば、住民は議会に対して別のアプローチ（自治法第76条）もある。 ④ 国民投票法案や公選法の改正案にある18歳以上の投票資格者と合わせた方が、投票人名簿作成等の費用が別途かからなくて良い。 ⑤ 個別設置型を選択したため。（仮に常設型を良しとした場合に必要と考える連署の数は 1／6以上） （その他）住民投票の結果については、「尊重」することが良い。結果をあらかじめ明らかにする方法をとれば、政治的に悪用されてしまう恐れもあるのではないかな。